

## 川崎市多頭飼育動物等の不妊去勢手術支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、多数の犬又は猫を飼育しており、適切な飼育管理をすることが困難な飼い主を支援することで、生活環境保全上の支障を防ぐことを目的として、川崎市動物愛護センター条例（昭和49年川崎市条例第13号）第3条第5号に規定する不妊去勢手術（以下「手術」という。）の実施に関して、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「多数の犬又は猫」とは、飼育する犬及び猫の数の合計が10以上であることをいう。ただし、飼育頭数が飼い主の飼育管理能力を超えていると認める場合は、該当するものとする。
- (2) 「飼い主」とは、動物を所有し、かつ飼育している者のことをいう。
- (3) 「適切な飼育管理」とは、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びに犬又は猫の習性等を考慮した飼育環境の確保を行うことをいう。また、周辺的生活環境が損なわれる事態を生じさせないように飼育するとともに、みだりな繁殖を防止する措置を講じることをいう。

### (対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に在住する多数の犬又は猫の飼い主であり、適切な飼育管理ができておらず、多産多死又は今後更に飼育頭数の増加が見込まれることにより、直ちに手術が必要であると認められる場合で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第一種動物取扱業又は第二種動物取扱業を営む者は除く。

- (1) 生活保護法第6条第1項の被保護者
- (2) 市民税非課税世帯に属する者
- (3) 前2号で定める者のほか、区役所地域みまもり支援センター所長と動物愛護センター所長が協議し、必要と認めた者

### (申請)

第4条 区役所地域みまもり支援センター所長は、動物愛護センター所長と協議し、事業の実施が必要な対象者に該当するか否かを判断する。動物愛護センター所長は手術を希望する飼い主に対して犬又は猫の不妊又は去勢手術の実施に係る手術説明書（第1号様式）の内容について説明する。手術を希望する飼い主は不妊去勢手術実施申請書（第2号様式）に誓約書（第3号様式）を添えて、区役所地域みまもり支援センター所長宛て提出するものとする。

- 2 区役所地域みまもり支援センター所長は、不妊去勢手術実施申請書（第2号様式）及び誓約書（第3号様式）を受理した場合、対象者を確認した後すみやかに動物愛護センター所長に当該申請書を電子施行で送付する。

（手術日時の調整等）

第5条 手術日時の調整は、区役所地域みまもり支援センター衛生課長が、飼い主、動物愛護センター所長と調整するものとする。

- 2 区役所地域みまもり支援センター衛生課長は、飼い主に手術を実施する日時、対象となる犬又は猫を搬入する日時、その他必要な事項を連絡するものとする。

（犬又は猫の搬入）

第6条 飼い主は、指定された日時に対象の犬又は猫を動物愛護センター所長が指定した場所へ搬入する。

（手術の実施及び返却）

第7条 動物愛護センター所長は、搬入された犬又は猫の健康状態等を確認し、手術適応の可否を判断後、適応と判断した犬又は猫の手術を実施する。

- 2 動物愛護センター所長は、手術を実施した犬又は猫を飼い主に返却する。ただし、手術後の経過観察等が必要な犬又は猫については、返却に時間を要する場合がある。
- 3 動物愛護センター所長が、疾病等により手術が不適応と判断した犬又は猫については、手術を実施せずに飼い主に返却する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のため必要な事項については、要領で定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月21日から施行する。

## 第1号様式

### 犬又は猫の不妊又は去勢手術の実施に係る手術説明書

手術名	不妊手術・去勢手術
術式	メスは卵巣又は卵巣子宮摘出、オスは精巣摘出

#### 【内容】

- (1) 身体検査後に、全身麻酔で手術を行います。
- (2) 動物の状態によっては、血液検査、レントゲン撮影、超音波検査、凝固検査等を行うことがあります。
- (3) 検査のために鎮静処置を行うことがあります。
- (4) メスは開腹して、卵巣又は卵巣及び子宮の摘出をします。
- (5) 妊娠中の個体は卵巣及び子宮を摘出し、墮胎を行います。
- (6) オスは皮膚及び陰嚢を切開して、精巣を摘出します。
- (7) 腹腔内陰嚢（ふくくうないいんこう）の個体は、手術は行いません。
- (8) 猫については手術実施済の個体は、メスは左耳、オスは右耳の先端をV字にカットします。
- (9) 手術中に疾患が発見された場合は、基本的に治療は行いませんが、場合によっては検査・治療を行うことがあります。

#### 【合併症及び予後など】

- (1) 手術や検査などに引き続いて起こる病気を、「合併症」と呼びます。
- (2) 「合併症」は、どんなに注意深く手術や検査を行っても防ぐことは出来ません。
- (3) 「合併症」には、血栓症、消化器疾患、肝不全、腎不全、発熱、麻痺、咳等がありますが、動物の健康状態や年齢、薬物過敏等により、基礎疾患の悪化や疾患を誘発することで発症します。
- (4) 手術後、まれに癒合不全（ゆごうふぜん）や縫合糸肉芽腫（ほうごうしにくがしゅ）等が起こることがあります。
- (5) 手術に伴う合併症により、稀に死に至る場合や後遺症が残る場合があります。

年 月 日

## 不妊去勢手術実施申請書

(宛先) 動物愛護センター所長

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

川崎市多頭飼育動物等の不妊去勢手術支援事業実施要綱第4条第1項の規定に基づき、誓約事項に同意の上、次の犬又は猫の不妊去勢手術の実施を申請します。

No.	動物種	名前	性別	年齢(推定)	毛色・特徴	不妊去勢	備考
例	猫	たま1	オス	1歳未満	キジ/直尾	未/不明	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

申請の確認 \_\_\_\_\_ 区役所地域みまもり支援センター所長 確認欄

本申請者は、川崎市多頭飼育動物等の不妊去勢手術支援事業実施要綱第3条に規定する次の対象者と認める。

- (1) 生活保護法第6条第1項の被保護者
- (2) 市民税非課税世帯に属する者
- (3) 前2号で定める者のほか、区役所地域みまもり支援センター長と動物愛護センター所長が協議し、必要と認めたもの

申請者が生活保護法第6条第1項の被保護者である場合は居住地等を管轄する福祉事務所が発行する被保護証明書を、市民税非課税世帯に属する者である場合は申請年度分の市民税・県民税非課税証明書を添付すること。

## 誓約事項

- 対象動物は、全て自身が所有し、かつ飼育管理している犬又は猫です。
- 全ての飼育動物に対して不妊去勢手術をするとともに適切に管理していくことに同意します。
- 手術の実施以降、飼育頭数を増やさないことに同意します。
- 手術の実施後も、区役所等による動物の飼育状況等の調査に応じることに同意します。
- 対象動物の捕獲、収容等を実施するにあたり、職員その他関係者が飼育場所に立ち入り、必要な範囲で家具や備品等を動かすことに同意します。
- 手術方法については動物愛護センター所長に一任します。
- メスの手術の際に、明らかな縫合跡が認められた場合は、開腹して卵巣等の有無を確認するかどうかを動物愛護センター所長に一任します。
- オスの腹腔内陰睾が疑われる場合、開腹せず手術を中止する必要があることを了承します。
- 手術を受ける動物が妊娠していた場合、墮胎となることを了承します。
- 麻酔導入後に疾病、外傷が判明しても、動物愛護センターでは基本的に治療等を行わないことを了承します。
- 対象動物が猫である場合、手術実施済みであることがわかるように識別措置として耳カットを行う事に同意します。※カット後の耳の外観は写真を参照
- 疾病等により手術が不適応と動物愛護センター所長が判断した場合は、当該動物の不妊去勢手術が行われないことを了承します。
- その他諸事情により手術をしないことがあることを了承します。
- 手術に伴う合併症により、稀に死に至る場合や後遺症が残る場合があることを了承します。
- 術後に傷の裂開が生じた場合、動物愛護センターに連絡します。
- 本事業に係る損害賠償請求権を放棄し、何人に対しても損害賠償請求を行いません。

年 月 日

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

※携帯電話等、手術中に何か問題が生じたときに連絡が取れる電話番号